

板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金審査会運営等要綱

(令和2年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金交付要綱（令和2年3月31日区長決定）第9条第2項に基づき、板橋区ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する7名以内の審査員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益財団法人板橋区産業振興公社事務局長
- (3) 産業経済部長
- (4) 産業経済部産業振興課長

2 会長は、産業経済部長をもって充てる。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指定する審査員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 審査員のうち、学識経験者の任期は、2年以内とし、再任されることを妨げない。

2 学識経験者の審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、学識経験者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第5条 審査会に関する庶務は、産業経済部産業振興課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。